

第 I 部 毎月勤労統計調査地方調査の説明

1 調査の目的

この調査は、統計法に基づく基幹統計として、愛知県内の雇用労働者の賃金、労働時間及び雇用について毎月の変動を明らかにすることを目的としています。

2 調査の対象

この調査は、日本標準産業分類（平成19年11月改定）の農業、林業、漁業、一般公務を除く「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く）」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く）」において、常時5人以上の常用労働者を雇用する事業所の中から抽出された約1,700事業所を対象として実施しています。

常用労働者数5～29人の事業所については、平成21年経済センサス - 基礎調査基本調査区から毎月勤労統計調査基本調査区を設定し、そこから抽出した72区について5～29人の事業所名簿を作成します。その中から産業別に抽出し、統計調査員による実地調査又はオンライン調査を行っています。

常用労働者30人以上の事業所については、平成24年経済センサス - 活動調査により把握した事業所名簿を母集団とします。これを産業別、事業所規模別に区分し、区分ごとに所定の抽出率で抽出して、郵送調査又はオンライン調査を行っています。

3 調査事項の定義

(1) 現金給与額

現金給与とは、賃金、給料、手当、賞与の他名称を問わず、労働の対償として使用者が労働者に通貨で支払うもの（税込み）をいいます。

「現金給与総額」とは、所得税、社会保険料、組合費、購買代金等を差し引く以前の総額のことです。「きまって支給する給与」と「特別に支払われた給与」に分かれます。

「きまって支給する給与」とは、労働協約、団体協約あるいは事業所の給与規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与のことです。「所定外給与」を含む給与のことです。

「所定内給与」とは、「きまって支給する給与」のうち「所定外給与」を除いた給与のことです。

「所定外給与」とは、「きまって支給する給与」のうち時間外勤務手当、休日出勤手当、深夜手当、宿日直手当等のように所定の労働時間を超える労働に対して支給される

給与のことです。

「特別に支払われた給与」とは、調査期間中に一時的又は突発的理由に基づいて、あらかじめ定められた契約や規則等によらないで労働者に実際に支払われた給与や、あらかじめ支給条件、算定方法が定められていても、その給与の算定が3か月を超える期間ごとに行われるものや、賞与等のように支給条件が定められていてもその額の算定方法が決定されていないもの、結婚手当等のように支給条件、支給額が労働協約等によってあらかじめ確定していても、支給事由の発生が不確定なものなどのことです。

「賞与」とは、一般にボーナス、期末手当などと呼ばれる臨時給与のことです。

なお、「退職金」、「解雇予告手当」等は現金給与に含めません。

(2) 出勤日数

「出勤日数」とは、調査期間中に労働者が実際に出勤した日数のことです。

有給であっても事業所に出勤しない日は出勤日数になりませんが、1日のうち1時間でも就業すれば出勤日数になります。

(3) 実労働時間数

実労働時間数とは、常用労働者が実際に労働した時間数のことです。

休憩時間は含まれませんが、運輸関係労働者によく見られる手待時間は含まれます。

また、本来の職務外として行われる宿日直の時間は実労働時間数に含まれません。

「総実労働時間数」とは、「所定内労働時間数」と「所定外労働時間数」の合計です。

「所定内労働時間数」とは、事業所の就業規則で定められた正規の始業時間と終業時間との間の実労働時間数のことです。出張期間中や保険会社の外務員などは、所定労働時間だけ労働したものとみなし、所定内労働時間に計上します。

「所定外労働時間数」とは、早出、残業、臨時の呼出、休日出勤などの実労働時間数のことです。

(4) 常用労働者

「常用労働者」とは、次のいずれかに該当する労働者のことです。

ア 期間を定めずに、又は1か月を超える期間を定めて雇われている者

イ 日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている者のうち、調査期間の前2か月にそれぞれ18日以上雇われた者

ウ 重役・理事などの役員のうち、常時出勤して一般雇用者と同じ給与規則又は基準で毎月給与の支払いを受けている者

エ 事業主の家族でその事業所に働いている者のうち、常時勤務して一般雇用者と同じ給与規則又は基準で毎月給与の支払いを受けている者

「パートタイム労働者」とは、常用労働者のうち1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者、又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が短い者のことです。

4 結果算定の方法

産業別、規模別及び性別の労働者数、1人平均月間現金給与額、出勤日数及び実労働時間数について、事業所からの毎月の調査結果を集計し、本県の5人以上の常用労働者を雇用する全事業所に対応するよう次の方法により復元して算定しています。

(1) 推計労働者数の算定方法

産業別、規模別ごとの調査労働者数に、推計比率を乗じて推計労働者数を算定し、母集団の労働者数として復元します。なお、推計比率の算式は次のとおりです。

$$\text{推計比率} = (\text{前月分の本月末推計労働者数}) \div (\text{本月分の前月末調査労働者数})$$

(2) 産業別、規模別の各種平均値の算定方法

本調査結果のうち、産業別、規模別の1人平均月間現金給与額、実労働時間数及び出勤日数は、産業別及び規模別ごとに集計した調査票数値の合計値にそれぞれ上記(1)で算定した推計比率を乗じ、その推計値を前月末及び本月末の各推計労働者数の平均で除して求めています。

(3) 産業計、規模計の各種平均値の算定方法

規模計、産業計の1人平均月間現金給与額、実労働時間数及び出勤日数は、上記(2)で算定した各推計値の合計を、前月末及び本月末の推計労働者総数の平均で除して求めています。

(4) 年平均の算定方法

年平均の推計値は、各月の1人当たりの数値を月別の推計労働者数で加重平均して算定しています。

5 調査結果から作成される指数及び比率の算定方法

(1) 賃金指数

賃金指数には、名目賃金指数と実質賃金指数があり、指数の基準時は、以下のいずれの指数も平成22年平均を100としています。

名目賃金指数は、現金給与総額、きまって支給する給与、所定内給与の集計結果の実数を基準数値で除して算定された指数です。

実質賃金指数は、名目賃金指数を消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）で除して算定された指数です。

(2) 労働時間指数

労働時間指数は、総実労働時間数、所定内労働時間数、所定外労働時間数の集計結果の実数を基準数値で除して算定された指数です。

(3) 常用雇用指数

常用雇用指数は、毎月の本月末推計労働者数を指数化したものです。

(4) 労働異動率

労働異動率は、入職率、離職率について作成しています。

入（離）職率とは、採用（退職）、同一企業内の事業所間の異動を含む転勤等により入（離）職した常用労働者数を前月末常用労働者数で除した百分比で、雇用の流動状況を示しています。なお、労働異動率の年平均は、1月分から12月分の労働異動率の単純平均で求めています。

(5) パートタイム労働者比率

パートタイム労働者比率とは、本月末推計パートタイム労働者数の本月末推計労働者数に対する百分比です。

(6) 賞与の支給率

支給率は、平均支給月数、支給事業所数割合、支給労働者数割合について作成しています。

平均支給月数とは、賞与を支給した1事業所当たりの賞与の所定内給与に対する割合です。

支給事業所数割合（支給労働者数割合）とは、賞与を支給した事業所数（賞与を支給した事業所の推計常用労働者数）の全事業所数（全推計常用労働者数）に対する百分比です。

(7) 実労働時間数及び出勤日数の年換算

年換算の値は、総実労働時間数、所定内労働時間数及び出勤日数については、年平均を12倍して小数点以下第1位を四捨五入しています。ただし、所定外労働時間数については、総実労働時間数から所定内労働時間数の年換算の値を引いて算出しています。

6 調査事業所の抽出替え及び労働者数推計のベンチマーク（母集団労働者数）の変更に伴う指数とその改訂について

本調査は、経済センサス結果を母集団とする標本調査であり、経済センサスの実施周期に合わせて調査対象事業所の抽出替えを行います。

また、常用雇用指数については、常用労働者数推計のベンチマーク（母集団労働者数）

を、経済センサス - 基礎調査を元に算定した数値に変更します。

なお、抽出替え・ベンチマークの変更に伴い、既に公表した実数の調査結果については、さかのぼって改訂することはありませんが、時系列比較を目的とする賃金・労働時間・常用雇用の指数と増減率については過去にさかのぼって改訂します。

7 ギャップ修正

抽出替え実施月の調査において、従来の標本事業所による旧調査と、新たに抽出された標本事業所による新調査とを重複して実施します。

ベンチマークの変更実施時においては、新母集団労働者数を用い新・旧の標本事業所それぞれの集計を行います。

その際に、新旧の集計値にギャップが生じるため、新・旧の期間をまたぐ統計の接続性を確保するために、過去にさかのぼり、各月にギャップを比例配分し補正しています。これを「ギャップ修正」といいます。

なお、直近では平成27年1月分調査において抽出替えを行い、平成24年2月分までさかのぼってギャップ修正を行い、指数の改訂を行いました。

8 結果数値利用上の注意

- (1) 実質賃金指数の算出に当たっては、総務省統計局が実施している「小売物価統計調査」結果の消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合（名古屋市））を使用しています。
- (2) 前年比・前年同月比は、実数による算出がギャップ修正されていないため、指数により算出しています。そのため、実数で計算した場合と必ずしも一致しません。
- (3) 統計表中の符号の用法は次のとおりです。
 - 「－」 …… 該当数値なし
 - 「0」 …… 単位未満
 - 「△」 …… マイナス
 - 「X」 …… 調査事業所が2以下のため秘匿
- (4) 平成22年1月分結果から、平成19年11月に改定された日本標準産業分類（以下「新産業分類」という。）に基づき公表しています。

公表資料中の「調査産業計」には「鉱業，採石業，砂利採取業」が含まれます。

なお、新産業分類の詳細、旧産業分類との接続については、次頁の「毎月勤労統計調査 表章産業 新旧対応表」を参照してください。

毎月勤労統計調査 表章産業 新旧対応表

表章産業（新産業分類 平成22年1月分から）		旧産業との 接続区分※	表章産業（旧産業分類 平成21年以前）		
大 分 類	TL	調査産業計	○	TL	調査産業計
	C	鉱業、採石業、砂利採取業	◎	D	鉱業
	D	建設業	◎	E	建設業
	E	製造業	◎	F	製造業
	F	電気・ガス・熱供給・水道業	◎	G	電気・ガス・熱供給・水道業
	G	情報通信業	▲	H	情報通信業
	H	運輸業、郵便業	▲	I	運輸業
	I	卸売業、小売業	▲	J	卸売・小売業
	J	金融業、保険業	◎	K	金融・保険業
	K	不動産業、物品賃貸業	×		
	L	学術研究、専門・技術サービス業	×		
	M	宿泊業、飲食サービス業	×		
	N	生活関連サービス業、娯楽業	×		
	O	教育、学習支援業	▲	O	教育、学習支援業
	P	医療、福祉	○	N	医療、福祉
	Q	複合サービス事業	▲	P	複合サービス事業
	R	サービス業（他に分類されないもの）	×		
中 分 類	E09, 10	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業	◎	F09, 10	食料品、飲料・たばこ・飼料製造業
	E11	繊維工業	×		
	E12	木材・木製品製造業（家具を除く）	△	F13	木材・木製品製造業（家具を除く）
	E13	家具・装備品製造業	◎	F14	家具・装備品製造業
	E14	パルプ・紙・紙加工品製造業	△	F15	パルプ・紙・紙加工品製造業
	E15	印刷・同関連業	◎	F16	印刷・同関連業
	E16, 17	化学工業、石油製品・石炭製品製造業	×		
	E18	プラスチック製品製造業（別掲を除く）	◎	F19	プラスチック製品製造業（別掲を除く）
	E19	ゴム製品製造業	◎	F20	ゴム製品製造業
	E21	窯業・土石製品製造業	○	F22	窯業・土石製品製造業
	E22	鉄鋼業	◎	F23	鉄鋼業
	E23	非鉄金属製造業	◎	F24	非鉄金属製造業
	E24	金属製品製造業	◎	F25	金属製品製造業
	E25	はん用機械器具製造業	×		
	E26	生産用機械器具製造業	×		
	E27	業務用機械器具製造業	×		
	E28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	▲	F29	電子部品・デバイス製造業
	E29	電気機械器具製造業	×		
	E30	情報通信機械器具製造業	×		
	E31	輸送用機械器具製造業	◎	F30	輸送用機械器具製造業
E32, 20	その他の製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業	×			
I-1	卸売業（I50～I55）	△	J-1	卸売業（J49～J54）	
I-2	小売業（I56～I61）	×			

※「旧産業との接続区分」について

平成18年事業所・企業統計調査（全国集計でみた場合）から把握される常用労働者数の新・旧間の変動を基準として、その変動が3%以内に収まる対応（◎、○、△、▲である対応）を単純に接続させることとする。

[記号の見方]

- ◎：完全に接続する対応
- ：常用労働者数の変動が0.1%以内の対応
- △：常用労働者数の変動が1.0%以内の対応
- ▲：常用労働者数の変動が3.0%以内の対応
- ×：その他